



商工業振興資金利子補給金

■ 事業について

【目的】

設備の取得等を目的として融資を受けた町内事業者に対し、利子補給金を交付することで、町内事業者の事業の振興及び経営の安定化につなげます。

【拡充内容】

対象融資：令和5年4月1日以降の借入融資

- ・ 交付対象期間の拡充（1年→2年）
- ・ 対象融資の上限額を廃止
- ・ 交付上限額の拡充（1事業者1件当たり10万円→20万円）
- ・ 利子補給額の算定方法の変更

「前年度1月1日から当該年度12月31日までの間に金融機関へ支払った約定利子」× 2%（融資利率が年2%未満の場合は、当該融資利率）÷ 融資利率

※事業内容の拡充は令和5年度から実施しています

必要なお金		180万円	
費用の内訳		財源	
商工業振興資金利子補給金	180万円	町のお金	180万円

